（調査日）

第六条　甲調査は、直前の経済センサス基礎調査（甲調査に限る。）を行った年から五年目に当たる年（第九条第三項において「実施年」という。）の六月一日現在によって行う。

２　乙調査は、経済センサス活動調査の実施中間年の毎年六月一日現在によって行う。

（調査事項等）

第七条　経済センサス基礎調査は、次に掲げる事項（以下「調査事項」という。）のうち、甲調査の場合には第一号に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の経営組織その他の基本的な属性に応じて必要なものを、乙調査の場合には第二号に掲げる事項（次条の規定により作成された経済センサス基礎調査調査用名簿に記載されている調査事業所に係るものについては、第二号イからハまでに掲げる事項に限る。）をそれぞれ調査する。

一　甲調査に関する事項

［イ・ロ　略］

ハ　法人番号

ニ　経営組織

ホ　企業・団体全体の主な事業の内容

ヘ　企業・団体全体の年間総売上（収入）金額

ト　資本金又は出資金・基金の額

チ　企業に属する事業所の名称及び電話番号

リ　企業に属する事業所の所在地

ヌ　企業に属する事業所の従業者数

ル　企業に属する事業所の主な事業の内容

ヲ　企業に属する事業所の年間総売上（収入）金額

ワ　企業に属する事業所の開設時期

カ　単独事業所、本所等、支所等の別

ヨ　本所・本社・本店の名称、電話番号及び所在地

タ　事業所の従業者数

レ　事業所の主な事業の内容

ソ　事業所の年間総売上（収入）金額

ツ　事業所の開設時期

［削る］

二　乙調査に関する事項

イ　名称及び電話番号

［ロ・ハ　略］

ニ　職員数

ホ　主な事業の内容

２　総務大臣は、経済センサス基礎調査に用いる調査票の様式を定めたときは告示する。

［削る］

［新設］

（調査事項等）

第六条　経済センサス基礎調査は、総務大臣が定める様式による調査票により、調査事業所に係る次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には第一号イからソまで及び第二号に掲げる事項を、乙調査の場合には第一号イからハまで、ホ、ツ及びネ並びに第二号に掲げる事項をそれぞれ調査する。

一　新たに把握した調査事業所（第十条の規定により作成された経済センサス基礎調査調査用名簿に記載されていない事業所をいう。以下同じ。）に関する事項

［イ・ロ　同上］

ハ　活動状態

ニ　従業者数

ホ　主な事業の内容

ヘ　業態

ト　消費税の税込記入、税抜記入の別

チ　事業所の年間総売上（収入）金額

リ　開設時期

ヌ　経営組織

ル　法人番号

ヲ　単独事業所・本所・支所の別

ワ　本所・本社・本店の名称

カ　本所・本社・本店の電話番号

ヨ　本所・本社・本店の所在地

タ　組織全体の主な事業の内容

レ　組織全体の年間総売上（収入）金額

ソ　資本金等の額

ツ　職員数

ネ　事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

二　前号以外の調査事業所に関する事項

イ　名称

［ロ・ハ　同上］

［新設］

［新設］

２　総務大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（統計調査員）

第七条　法第十四条に規定する統計調査員として甲調査の事務に従事させるため都道府県に設置されるものは、次項に規定する事務を適正に執行する能力を有する者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）とする。